

市の施設の使用料等を改定します

問い合わせ

財政課財政係 ☎ 22-7731

令和元年10月1日に消費税率および地方消費税率が引き上げられることに伴い、市で管理する施設の使用料等について、10月1日から改定します。

主なものについては、次表のとおりです。(今回お知らせしている内容は、改定する使用料等の一部です。次表のほかにも使用料等を改定しています。詳しくは担当課へお問い合わせください。)

改定する主な使用料等	施設・設備など	区分	現行(円)	改定後(円)	担当課	
屋内運動場使用料	屋内運動場 (体育室面積 600㎡未満)	入場料 徴収 なし	アマチュア 8時30分～ 12時	950	970	教育振興課 ☎ 22-2328
			アマチュア以外 8時30分～ 12時	1,630	1,660	
		入場料 徴収 あり	アマチュア 8時30分～ 12時	1,630	1,660	
			アマチュア以外 8時30分～ 12時	2,460	2,510	
柔剣道場使用料	柔剣道場	8時30分～12時	950	970		
教室及び会議室使用料	教室(1室) 会議室(1室)	1室4時間まで	670	690		
伝統的建造物使用料	森川邸・茶室	3時間まで	3,080	3,140		
バンブー公園使用料	竹の館(和室1・2)	1時間	440	450	教育振興課 ☎ 22-2328 都市整備課 ☎ 22-7749	
	野外劇場	1時間	1,850	1,880		
	多目的グラウンド	1時間(全面)	1,110	1,130		
	テニスコート	1時間(1面)	440	450		
	体育館アリーナ	1時間	2,220	2,260		
火葬場使用料	竹原市斎場	火葬1体(12歳以上)	9,970	10,160	市民課 ☎ 22-2279	
道の駅たけはら使用料	地域交流スペース	1時間	550	560	産業振興課 ☎ 22-7745	
	観光情報コーナー	1時間	630	640		
市民館使用料	ホール	8時30分～12時	18,520	18,860	市民館 ☎ 22-7757	
	第2会議室 第5会議室	8時30分～12時	1,220	1,240		
	第4会議室	8時30分～12時	1,090	1,110		
	拡声装置(ホール)	1式	3,010	3,060		
人権センター使用料	会議室(学習室)	9時～12時	1,360	1,390	人権センター	
吉名隣保館使用料	調理室・集会室	9時～12時	470	480	☎ 22-7736	
美術館使用料	文化創造ホール	(入場料徴収あり)	3,880	3,960	美術館 ☎ 22-3558	
	アートギャラリー 池田コレクション	8時30分～12時	5,110	5,200		

改定する主な使用料等	区分	現行	改定後	担当課
道路占用料	占用期間が1か月未満の場合の乗率	1.08	1.10	建設課 ☎ 22-7746
下水道使用料	消費税率	100分の108	100分の110	下水道課 ☎ 22-7751
水道料金及び分担金	消費税率	100分の108	100分の110	水道課 ☎ 22-7768

入院時等の一部負担金の限度額適用・
食事代の減額認定の申請を

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

●国民健康保険・後期高齢者医療制度

対象者			申請	申請に必要なもの
69歳まで	世帯主または国保の加入者に、 市民税課税者がいる人		必要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバー確認できるもの ・本人確認ができるもの
	世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人			
70歳から 74歳まで	自己負担割合 3割	同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が 690万円以上の人がある人	不要	
		同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が145万円以上 690万円未満の人がある人	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人	必要	
後期高齢者 医療加入者 (原則75歳 以上)	自己負担割合 3割	同一世帯に市民税課税所得金額が 690万円以上の 後期高齢者医療加入者がいる人	不要	
		同一世帯に、市民税課税所得金額が 145万円以上690万円未満の 後期高齢者医療加入者がいる人	必要	
	1割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		同一世帯の全員が市民税非課税の人	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係（☎22-7734）へお問い合わせください。

**医療費が高額になりそうな時は、前もって限度額認定証
及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を！**

限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示することで窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示することで、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

国民健康保険に加入している人で、令和元年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和元年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

問い合わせ 市民課医療年金係 ☎ 22-7734

令和元年度の国民健康保険税の税率と 軽減判定基準を変更します

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

区分	課税標準	<医療給付費分>	<後期高齢者支援金等分>	<介護納付金分>
		0～74歳	0～74歳	40～64歳
所得割額	(被保険者の総所得金額等－33万円)×税率(%)	7.19%	2.33%	2.38%
均等割額	被保険者数×税率(円)	28,000円	9,400円	12,368円
平等割額	被保険者の世帯数×税率(円)	20,134円	6,505円	6,183円

※医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の合計額が、年間の保険税額です。

●国民健康保険税の軽減制度

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を次のとおり変更します。

▼軽減判定所得の基準

軽減割合	平成30年度	令和元年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円 + (27.5万円×被保険者数※) 以下	33万円 + (28万円×被保険者数※) 以下
2割軽減	33万円 + (50万円×被保険者数※) 以下	33万円 + (51万円×被保険者数※) 以下

※被保険者数には、旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人）を含みます。

65歳以上の人の介護保険料を 一部改訂しました

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係 ☎ 22-7743

令和元年10月からの消費税率および地方消費税率の引き上げに伴い、世帯全員が市民税非課税世帯に属する人の介護保険料を次のとおり引き下げます。7月上旬に令和元年度介護保険料確定額通知を発送しますので、ご確認ください。

※市民税課税世帯については、昨年度から変更はありません。

▼改正前

対象者	保険料(月額)
・生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	31,860円 (2,655円)
・本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円以下の人	49,560円 (4,130円)
本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の人	53,100円 (4,425円)
本人の前年の課税年収額 及び合計所得金額の合計が 120万円超の人	

▼改正後

対象者	保険料(月額)
・生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	26,550円 (2,212円)
・本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円以下の人	44,250円 (3,687円)
本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の人	51,330円 (4,277円)
本人の前年の課税年収額 及び合計所得金額の合計が 120万円超の人	

●必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

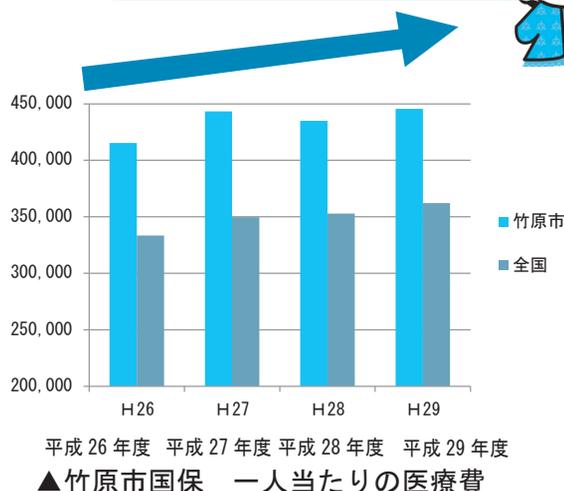


●竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国保の被保険者一人当たりの年間医療費は、加入者の高齢化や医療技術の進歩による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。

平成29年度は、445,622円となり、全国の362,159円と比べても高額であることが分かります。

医療費のうち生活習慣病の占める割合は高く、「糖尿病（2位）」、「高血圧症（3位）」、「脂質異常症（5位）」と上位に入っています。



●特定健診を受けましょう！

生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばよいか気づく、③生活習慣を改善することが必要です。

まず特定健診を受けて現在の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和元年度 竹原市の健康診査のお知らせ」を確認し、自分にあった方法で受診しましょう。

介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割～3割）は、前年の所得により決定し、令和元年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります（65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割となります。）。新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所・出張所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色（旧） （有効期限：令和元年7月31日）	証の色（新） （有効期限：令和2年7月31日）
要介護認定を受けている人	白色	うぐいす色

後期高齢者医療制度 令和元年度の保険料のお知らせ

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

●保険料をお知らせします

- ①平成30年中所得をもとに計算した保険料額決定通知書を、7月中旬にお届けします。
- ②保険料の納付方法は、原則年金天引きですが、7月から9月は納付書等により納付の場合があります。
- ③保険料に関する通知書が届いた場合、計算・納付方法等をご確認ください。
- ④後期高齢者医療制度の今年度保険料は、保険料率は昨年度と同じですが、保険料の軽減率等が一部変わります。

●所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減率等が変わります

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置がありますが、一部軽減率が変わります。

①今年度の均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)	8割軽減 9,100円/年
	上記以外の人	8.5割軽減 6,825円/年
33万円+(28万円×被保険者数)以下の場合		5割軽減 22,750円/年
33万円+(51万円×被保険者数)以下の場合		2割軽減 36,400円/年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。
※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

②健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被保険者については、所得割額の負担がありません。また、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。今年度の年間保険料額は、22,750円になります。

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

ただし、国民健康保険税は世帯主に課税するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税の通知が届きます。

保険料の決め方

年間保険料（限度額62万円）

均等割額 45,500円	+	所得割額 所得割率8.76%
-----------------	---	-------------------

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割 = (総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 0.0876

後期高齢者医療・国民健康保険被保険証を更新します

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、令和元年7月31日までです。令和元年8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使い下さい。

有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・支所・出張所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色(旧) (有効期限: 令和元年7月31日)	証の色(新) (有効期限: 令和2年7月31日)
国民健康保険	紫色	水色
後期高齢者医療	水色	オレンジ色

竹原市プレミアム付商品券の使用店舗を募集します

10月1日から住民税非課税者や子育て世帯向けに販売する「竹原市プレミアム付商品券」の使用店舗を募集します。

募集期間 7月16日(火)～8月30日(金)

対象店舗

市内に店舗・事業所などを有し、小売業、飲食業、サービス業などを営む事業所
※対象とならない業種もあります。

申込方法

申請書に必要な事項を記入し、プレミアム付商品券発行事業運営事務局（市役所地階に設置）へ提出してください。

※申請書及び募集要項は、7月16日(火)から、事務局などで配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ

●産業振興課商工観光振興係

☎ 22-7745

●プレミアム付商品券発行事業運営事務局

☎ 22-5600 ※事務局は7月16日(火)から

商品券の内容

発行総額 1億5,000万円

販売額 1冊4,000円

(券面額5,000円/500円×10枚綴)

購入対象者

- ①住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者などを除く）
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

購入限度額

一人につき5冊（券面額25,000円）まで

※②の人は、対象期間に生まれた子の人数分購入できます。

販売期間

10月1日(火)～令和2年2月29日(土)（予定）

使用期間

10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

「介護予防自主グループ」を紹介します！

市内32か所のグループのうち、今回は竹原中央の「フレッシュ中央」を紹介します。

「フレッシュ中央」設立年月 平成29年9月

場所 完寿会館

開催日時 毎週金曜日 13時30分～15時

登録者数 14人

参加者の年齢層

70代～80代の男女

唯一の男性メンバーの高橋修さんは、作詞などもされる多彩な方です！

グループを立ち上げた経緯

フレッシュ中央は、平成29年に開催された介護予防教室を経て立ち上がった、もうすぐ2年目を迎えるグループです。グループの名前の由来は「元気が出る名前にしたい」という思いで決めました。メンバー全員が顔見知りで、体操の後は懐メロの合唱や踊り、情報交換など談話をして、和やかなひと時を過ごされています。

参加者からは「楽しいよ。1人では（体操）しないけど、みんなだからできる。」「いつまでも元気でおらんといけん。」という声が聞かれました。



現在は、参加者が全員同じ老人クラブの会員なので、「いろいろな人に参加してもらいたい」と話されています。

介護予防自主グループに参加したい、新しくグループを立ち上げたい、と思ったら…？

健康福祉課介護福祉係（☎ 22-7743）へご連絡ください。